

施設の休館休業期間の 延長について

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の緊急事態宣言が発令されておりますが、緊急事態宣言の期間が延長された場合、宣言期間中は引き続き下記の施設を休館休業と致しますので、町民の皆様へお知らせいたします。

対象施設	問合せ先
子育て支援センター 「保護者の就労状況等により、個別に対応します。」 <u>直接施設にお問い合わせください。</u>	47-2489
レ・コード館	レ・コード館 45-7833
図書プラザ	
青年の家	
陶芸館	
町民センター	町民センター 47-2106
スポーツセンター	
トレーニングルーム	
節婦体育館	
児童館 「保護者の就労状況等により、個別に対応します。」 <u>直接施設にお問い合わせください。</u>	
旧児童館	郷土資料館 47-2694
郷土資料館	
老人憩いの家（新冠・節婦・ゲートボール場）	町民生活課 47-2112
本町多目的センターほか 地域の集会施設・生活館	建設水道課 47-2518 町民生活課 47-2112
森林公園 バンガロー・キャンプ場	企画課 47-2498
西泊津ヒルズパーク パークゴルフ場	

発行日 令和3年5月28日

新冠町新型コロナウイルス感染症対策本部
新冠町役場 総務課 電話 47-2111